

社会福祉法人和木町社会福祉協議会印章規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人和木町社会福祉協議会の印章（以下「印章」という）について必要な事項を定めるものとする。

(印章の名称・形状及び寸法)

第2条 印章の名称、形状及び寸法は（別表1）のとおりとする。

(印章の管守者)

第3条 印章の管守者（以下「管守者」という）は事務局長とする。

(管守者の代理)

第4条 管守者に事故あるとき又は管守者が欠けたときは、会長が指定する者が管守者を代理する。

(印章の新調・改刻又は廃止)

第5条 管守者は、印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(印章台帳)

第6条 管守者は、印章台帳（別表2）を備え、印章の新調、改刻又は廃止のつど必要な事項を記載し、整理しなければならない。

(印章の使用)

第7条 印章は管守者又はその指定する者の承認を得なければ使用することはできない。

(印章の管守)

第8条 印章は管守を厳正にし、保管場所（社会福祉協議会事務局）以外に持ち出してはならない。但し、真に止むを得ない事由により保管場所以外において印章を使用しなければならないときは、印章持出簿（別表3）により管守者の許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(別表1)

名 称	書 体	寸 法	用 途	個 数	ひな形
和木町社会 福祉協議会 長印	古印体	方18ミ メートル	会長名を もって発 する文書	1	和木町社会福祉協議会 社長印

(別表2)

印 章 台 帳

印章の名称	和木町社会福祉協議会長印			
” の改刻	平成	年	月	日
” の廃棄	平成	年	月	日

(別表3)

持 出 簿

持 出 月 日	持 出 期 間	使 用 目 的	持 出 者	管 守 者 印	返 還 月 日	受 領 印
年 月 日	月 日から 月 日まで					
年 月 日	月 日から 月 日まで					
年 月 日	月 日から 月 日まで					